

気仙沼市教育委員会定例会議事録

- 1 招 集 日 令和2年4月17日(金)
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出 席 者 教 育 長 小 山 淳
委 員 熊 谷 千 寿
委 員 熊 谷 清 子
委 員 菅 野 潔
委 員 熊 谷 正 子
- 4 欠 席 者 なし
- 5 説明のため出席した職員
教育部長 池 田 修
参事兼生涯学習課長 三 浦 永 司
教育総務課長 熊 谷 政 弘
学校教育課長 斎 藤 博 厚
学校教育課副参事 櫻 井 直 人
学校教育課副参事 小 松 幸 恵
- 6 委員会の書記 教育総務課課長補佐兼総務係長 村 上 明
- 7 傍 聴 人 なし
- 8 会議に付された議案
なし
- 9 会議の概要
(1) 開 会 14時
○小山教育長
只今から、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

(2) 前回議事録の承認
○小山教育長
3月定例会の議事録を送付いたしておりますが、何か御意見等はありませんか。
(意見なし)

○小山教育長

それでは、これを承認するものといたします。

(3) 議事録署名委員の指名

○小山教育長

本日の議事録署名委員は、菅野潔委員と熊谷正子委員にお願いいたします。

(4) 議事

○小山教育長

それでは、議事に入ります。

専決処分報告第1号から専決処分報告第11号までは全て規則等の制定、改正等で、関連する部分もありますことから一括して事務局の説明を求め、質疑等については1件毎に行ってまいりたいと思います。

では、事務局説明をお願いします。

○事務局（教育総務課長）

議案書2枚目の目次を御覧願います。

専決処分報告第1号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程制定について」から、専決処分報告第11号「気仙沼市文化財保護巡視員規則の一部を改正する規則制定について」までの11件につきましては、本年度からの改正地方公務員法の施行による任用の厳格化、会計年度任用職員制度の導入に伴うものなどであります。

これらの案件につきましては、教育委員会を開催する時間的余裕が無かったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和2年3月24日又は25日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

それでは各案件について、主な改正点等を御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧願います。専決処分報告第1号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程制定について」であります。

3ページを御覧願います。本規程は、教育委員会職員の勤務時間や週休日、休憩時間を定めるもので、第3条の別表において、小中学校に勤務する職員などの特例も定めております。

6ページを御覧願います。専決処分報告第2号「気仙沼市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について」であります。

9ページからの新旧対照表で御説明いたします。第2条の定義において、昨年度、市長部局へ移管しました「勤労青少年ホーム」に係る部分を削除し、第5条の代決では現状に即したかたちに改め、別表において改正地方公務員法の施行に伴い改めるもの、勤労青少年ホームに係る部分を削除するものであります。

11ページを御覧願います。専決処分報告第3号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を廃止する規則制定について」であります。

既に廃止されている規定を引用しているなど、条文が実態に即していなかったことか

ら廃止するものであり、先程説明を行った専決処分報告第1号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」を新規で定めております。

14 ページを御覧願います。専決処分報告第4号「気仙沼市教育委員会嘱託員要綱を廃止する訓令制定について」であります。

改正地方公務員法の任用の厳格化に伴って嘱託員制度を廃止するものであります。

17 ページを御覧願います。専決処分報告第5号「気仙沼市学校事務支援室運営管理要綱の一部を改正する訓令制定について」であります。

20 ページの新旧対照表を御覧願います。これまで、5つの支援室で活動してまいりましたが、気仙沼大島大橋供用開始に伴う交通環境の変化や学校数の変化などにより、4つに再編するものであります。

21 ページを御覧願います。専決処分報告第6号「気仙沼市立学校語学指導招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について」であります。

29 ページからの新旧対照表を御覧願います。外国語指導助手、ALTに関する規則がありますが、外国語指導助手が会計年度任用職員への移行に伴い改め、名称や職務等について実態に合わせ改正するものであります。

40 ページを御覧願います。専決処分報告第7号「気仙沼市立学校給食共同調理場運営規則の一部を改正する規則制定について」であります。

43 ページの新旧対照表を御覧願います。所長に関する条項について、今年度から所長に市職員を配置し、校長を充てることがないため削除するものであります。

44 ページを御覧願います。専決処分報告第8号「気仙沼市社会教育指導員規則の一部を改正する規則制定について」であります。

47 ページの新旧対照表を御覧願います。改正地方公務員法の施行により、社会教育指導員が会計年度任用職員へ移行する改正であります。

48 ページを御覧願います。専決処分報告第9号「気仙沼市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」であります。

51 ページの新旧対照表を御覧願います。改正地方公務員法の施行により、分館主事が市の非常勤特別職でなくなることから、これに伴う委嘱や任期等の所要の改正を行うものであります。

52 ページを御覧願います。専決処分報告第10号「気仙沼市青少年育成支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」であります。

56 ページの新旧対照表を御覧願います。第2条の職員において、所長を補佐する主任運営員を置くことの規定を設け、改正地方公務員法の施行により、職員が会計年度任用職員へ移行し、青少年指導員が市の非常勤特別職でなくなることから、これに伴う所要の改正を行うものであります。

58 ページを御覧願います。専決処分報告第11号「気仙沼市文化財保護巡視員規則の一部を改正する規則制定について」であります。

61 ページの新旧対照表を御覧願います。改正地方公務員法の施行により巡視員が市の非常勤特別職でなくなることから、これに伴う所要の改正を行うものであります。

以上が専決処分報告第1号から第11号まで主な内容であります。

なお、附則についてであります。全て令和2年4月1日からの施行としております。以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

それでは、はじめに専決処分報告第1号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程制定について」、質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第1号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第1号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第2号「気仙沼市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第2号「気仙沼市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第2号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第3号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を廃止する規則制定について」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第3号「気仙沼市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を廃止する規則制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第3号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第4号「気仙沼市教育委員会嘱託員要綱を廃止する訓令制定につ

いて」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第4号「気仙沼市教育委員会嘱託員要綱を廃止する訓令制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第4号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第5号「気仙沼市学校事務支援室運営管理要綱の一部を改正する訓令制定について」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第5号「気仙沼市学校事務支援室運営管理要綱の一部を改正する訓令制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第5号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第6号「気仙沼市立学校語学指導招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について」質問ございませんか。

○熊谷千寿委員

今回の規則改正について、ALTの先生方に内容を説明しなければならないと思いますが、どのような形で説明したかお聞きします。

○事務局（学校教育課長）

月に1度、教育委員会勤務の日がありますので、その機会を利用して担当から説明しました。また、日本語では深く理解できない場合などは、理解できているALTから説明したところです。

○菅野潔委員

今回の改正で、内容から「外国青年」という表現がなくなるようですが、規則の名称はそのまま良いのでしょうか。

○事務局（教育部長）

名称の改正についてはあらためて精査し、改正が必要になれば、あらためて後日御審

議をお願いしたいと思います。

○熊谷正子委員

改正後の内容が厳しくなったように感じます。ALTの先生方には、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○事務局（学校教育課長）

口頭による説明もちろんですが、英訳した書類でも説明したところです。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

それでは、質問もございました規則の名称については今後精査し、修正が必要な場合は、あらためて御審議をお願いすることといたしますが、本日、専決処分報告いたしました内容について、専決処分報告第6号「気仙沼市立学校語学指導招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について」を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○小山教育長

それでは、専決処分報告第6号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第7号「気仙沼市立学校給食共同調理場運営規則の一部を改正する規則制定について」質問ございませんか。

（質問なし）

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第7号「気仙沼市立学校給食共同調理場運営規則の一部を改正する規則制定について」承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○小山教育長

それでは、専決処分報告第7号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第8号「気仙沼市社会教育指導員規則の一部を改正する規則制定について」質問ございませんか。

（質問なし）

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第8号「気仙沼市社会教育指導員規則の一部を改正する規則制定について」承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○小山教育長

それでは、専決処分報告第8号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第9号「気仙沼市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第9号「気仙沼市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第9号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第10号「気仙沼市青少年育成支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第10号「気仙沼市青少年育成支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第10号は原案のとおり承認するものとします。

次に、専決処分報告第11号「気仙沼市文化財保護巡視員規則の一部を改正する規則制定について」質問ございませんか。

(質問なし)

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第11号「気仙沼市文化財保護巡視員規則の一部を改正する規則制定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第11号は原案のとおり承認するものとします。

(5) 教育長一般事務報告

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告に移ります。

教育長一般事務報告第1号「気仙沼市スポーツ推進委員の委嘱について」をお願いします。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書64ページを御覧願います。

「気仙沼市スポーツ推進委員の委嘱について」御報告いたします。

本件は、スポーツ基本法第32条及び気仙沼市スポーツ推進員規則第4条の規定により任期満了に伴うスポーツ推進委員を新たに委嘱するもので、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

委嘱いたします委員は、スポーツに関する深い関心と理解を持っている方を各地区及び市障害者スポーツ協会から推薦いただき、42名の方を委嘱するものであります。なお、委員は新任が7人、再任が35人となっております。

以上でありますので、よろしく御願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第1号に対して、質問等ございませんか。

（質問等なし）

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第2号「令和2年度特別支援教育支援員の配置について」をお願いします。

○事務局（学校教育課長）

65ページを御覧下さい。教育長一般事務報告第2号資料「令和2年度特別支援教育支援員の配置」について御説明いたします。

今年度、特別支援教育支援員は45名を採用し、配置しました。各幼稚園、小中学校からの支援員配置の要望が多くなっていますが、希望調査をもとに23校、5園に配置しました。また、今年度から会計年度任用職員となり、雇用期間が1年となりました。

現時点での配置は45名です。50名の募集でしたが、5名不足しております。45名のうち再雇用者は41名、新規雇用者は4名です。

支援員の研修については、特別支援教育の専門的な知識や支援のノウハウを学ぶ機会を与えるため、宮城教育大学の協力を得て「特別支援教育支援員講習会」を年に2回開催します。更に、各学校の実態に応じた支援の仕方等を理解し、支援の質の向上を図るため、勤務校での研修も設定しています。

以上でございます。

○小山教育長

教育長一般事務報告第2号に対して、質問等ございませんか。

（質問等なし）

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第3号「令和2年度市立小・中学校外国語指導助手（ALT）の配置について」をお願いします。

○事務局（学校教育課長）

議案書の66ページを御覧下さい。教育長一般事務報告第3号資料「令和2年度市立小・中学校外国語指導助手（ALT）の配置について」御説明いたします。

現在、本市は8名のALTを採用しております。10名のALTを採用しておりましたが、2名が帰国し、津谷中・大谷中をホームスクールとしているALTが不在の状況です。新型コロナウイルス感染症の流行により、来日する予定のALTも、アメリカで待機している状況です。なお、今後、学校を再開した際も、津谷中と大谷中にALT不在の場合は、現在本市にいるALT8名で勤務調整を行い、配置します。また、7月末で松岩中をホームスクールとしているハイディ・レイングが契約終了となります。

後任につきましては8月から配属される予定です。今後、県の担当者と連絡を取り合いながら、後任のALTを任用するために取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○小山教育長

教育長一般事務報告第3号に対して、質問等ございませんか。

（質問等なし）

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第4号「令和2年度気仙沼市立学校・園研究指定について」をお願いします。

○事務局（学校教育課長）

議案書の67ページを御覧願います。教育長一般事務報告第4号「令和2年度研究指定校等について」御説明いたします。

令和2年度の研究指定校等は、市の単独事業指定が3事業、県と市の指定が1事業、県事業の指定が3事業、合わせて7事業があります。

まず、学力向上関連事業で、新城小学校が「学力向上研究指定校事業」の3カ年指定の2年次となっております。

国語科を中心として、ユニバーサルデザインを取り入れたどの子にも分かる・できる授業づくりを研究課題としております。2年次の公開研究会は令和2年11月26日を予定しております。

次に「学習状況改善事業実践校」ですが、新月中学校が継続、新城小学校、月立小学校、松岩中学校、松岩小学校が新規となります。中学校区単位で小中学校を指定いたしました。小中が実態や課題を共有し、連携して指導法の改善や学校スタンダードの徹底に当たること、実践を通して学習状況の改善を図り、その成果を市全体に普及させます。

続いて、「伝統文化をベースとしたE S Dの推進事業」は、月立小学校が地域で継承している伝統芸能の体験活動や地域のよさを生かした学習に取り組んでおります。

「海洋教育推進事業実践校」は今年度さらに実践校が増え、15校3園で実践します。

笹川平和財団から海洋教育パイオニアスクールプログラムの地域展開部門の助成金をいただき、東京大学大学院附属・海洋教育センターとの連携で活動を充実させてまいります。

なお、海洋教育こどもサミットを、11月27日、本市で開催する予定です。

次に宮城県の事業ですが、児童生徒支援教員及び心のケア支援員配置事業として、児童生徒支援教員配置に7校、心のケア支援員配置について2校が取り組みます。

共に学ぶ教育推進モデル事業には、津谷小学校が取り組みます。

最後に、愛鳥モデル推進校は、今年度より中井小学校となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第4号に対して、質問等ございませんか。

(質問等なし)

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第5号「令和2年度気仙沼市奨学生選考状況について」をお願いします。

○事務局（生涯学習課長）

議案書の68ページを御覧願います。教育長一般事務報告第5号「令和2年度気仙沼市奨学生選考状況について」御説明いたします。

令和2年気仙沼市奨学生選考状況については、気仙沼市奨学生選考委員会規則第3条に基づき、3月13日に選考委員会を開催し、選考委員会の答申を受け、大学等について5名の推薦を決定したところでございます。

いずれも、全会一致で推薦いただいた方でございますので御報告いたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第5号に対して、質問等ございませんか。

(質問等なし)

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第6号「気仙沼市家庭教育支援チームについて」をお願いします。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書69ページを御覧願います。「気仙沼市家庭教育支援チームの設置」について御

報告いたします。

本件は、家庭教育支援の充実を図るため、気仙沼市家庭教育支援チームを設置するものであります。

これまで、気仙沼市家庭教育推進協議会が同様の活動を実施してまいりましたが、子育て世代がなじみやすい名称とし、活動内容やチーム員の身分を明確化することで、活動しやすい環境を整えたものです。

はじめに1.目的であります。核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状が指摘されているなか、地域における家庭教育支援体制の強化と支援の充実を図るものであります。

次に、2.構成につきましては、学識経験者や子育てサポーターなど18名で構成するものであります。

次に、3.任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

4.活動につきましては、(1)家庭教育支援事業の内容検討、(2)子育て講座の企画運営・評価、(3)行政と地域の関係機関・団体等との連携の促進、(4)家庭教育支援に関する広報活動であり、主な活動内容は、子育て中の親等を対象として家庭教育講座と情報交換の機会を提供する「子育てほっとサロン」の企画運営・評価、また、就学前の子どもを持つ親等を対象として、子供の発達段階や親としての関わり方について考える「就学期・思春期子育て講座」の講師等を想定しております。

以上でありますので、よろしくお願いたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第6号に対して、質問等ございませんか。

(質問等なし)

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第7号「気仙沼市放課後子ども教室事業について」をお願いします。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書70ページを御覧願います。「気仙沼市放課後子ども教室について」御報告いたします。

はじめに1.目的であります。放課後等において小学校の空き教室などを利用し、安全で安心な活動拠点や居場所を子ども達に提供することにより、子ども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、学びを通じた地域コミュニティづくりを目指し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを行うものであります。

次に2.事業費であります。国の復興支援事業費補助金を活用し、1,784千円を予算措置しております。

次に、3.実施主体であります。教育委員会が地域住民の参画を得て実施するものとしております。今年度は月立小学校での開催とし、地域住民や保護者で組織された月立小学校スクールサポートスタッフのこだま隊という団体の参画を得て実施することとしております。こだま隊は、これまで学校支援を目的として、ミシン教室や校外学習の補助、学校行事の準備・片付けなどの支援を主に学校の要望に応える形で活動している団体です。昨年度は放課後サロンとして、保護者の要望に応えながら週2回程度、放課後の預かりを実施しました。

次に、4.事業内容についてですが、週1回程度、学校終業時から16時30分まで、図書室や体育館などの学校施設を活用し、学習活動や体験活動、交流活動を行う予定です。それぞれの役割については図を御覧ください。教育委員会は支出処理や予算管理を、こだま隊は実際の活動を支援することとしております。

5.その他といたしまして、開催時期につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大状況、学校の再開状況を見ながら検討していきたいと思っております。

以上でありますので、よろしくお願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第7号に対して、質問等ございませんか。

(質問等なし)

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第8号「スポーツ少年団指導者育成事業について」お願ひします。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書71ページを御覧願ひします。「スポーツ少年団指導者育成事業について」御報告いたします。

本件は、令和2年度よりジュニア層のスポーツ活動環境の向上と指導者の育成を進めるため、新たに「スポーツ少年団指導者育成事業」を開始するものであります。

はじめに1.目的であります。スポーツ少年団指導者資格保有者、又は指導者資格の取得を目指す市民に対して助成金を交付し、本市のスポーツ指導者の育成とジュニア層のスポーツ活動環境の向上を図るものであります。

次に、2.助成額につきましては、スポーツ指導者基本登録料の1万円を上限とし、令和2年度は80人分、80万円を予算措置しております。

次に、3.助成対象につきましては、本市在住で本市スポーツ少年団に登録している指導者及び登録を予定している指導者、4.対象資格は、公益財団法人日本スポーツ協会の公認指導者資格とします。

次に、5.助成する理由につきましては、令和2年度からスポーツ少年団の指導者資格制度に変更があり、資格取得及び更新の際に登録料がかかることになったことから、指導者の負担軽減を図り、ジュニア層のスポーツ活動環境の向上と指導者の育成を進める

ため基本登録料を助成するものであります。

資格登録料納入イメージを記載しておりますが、初回の資格登録料1万円を助成するほか、4年ごとの更新手続きに伴う登録料1万円を助成することとしております。

6.本市のスポーツ少年団数及び指導者資格保有者数は、37団体146人で、気仙沼市スポーツ少年団本部と連携し計画的に更新いただくよう調整してまいります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第8号に対して、質問等ございませんか。

(質問等なし)

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告第9号「第37回河北新報気仙沼つばきマラソン大会の中止について」をお願いします。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書72ページを御覧願います。「第37回河北新報気仙沼つばきマラソン大会の中止について」御報告いたします。

令和2年4月19日に開催を予定していた標記大会について、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、3月13日に開催した第2回実行委員会において中止を決定し、同日に大島協力会への説明と記者発表を行っております。

1.大会申込者数につきましては810人で、距離別、種目別の人数は記載のとおりです。

次に、2.中止に伴う対応については、参加申込者へは個別に郵便で通知したほか、大会公式ホームページ、市ホームページ、市Facebook、市広報により周知しております。

3.参加料等については、参加料から大会準備に要した費用等を差し引き、一般は2,000円、中・高生は参加料と同額を「気仙沼商品券」でお返しすることとしました。「気仙沼商品券」とした理由は、次回大会への参加等、ぜひ気仙沼にいらしていただきたいという思いから実行委員会において決定されたものであります。

また、すでに準備しておりました参加賞「タオル」も、併せて配布することとし、4月16日に発送を済ませたところであります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第9号に対して、質問等ございませんか。

○菅野潔委員

今回の申込者への返金は、気仙沼にお出でいただきたいとの思いから「気仙沼商品券」で対応したとのことですが、申込者の市内、市外の割合を教えてください。

また、次回の申込時に、参加料として「気仙沼商品券」を充てることは可能でしょうか

○事務局（参事兼生涯学習課長）

申込人数 810 名のうち、市内の方が 158 名で約 20%、市外の方が 652 名で約 80%です。

また、次回の参加料に「気仙沼商品券」を充てることは、今後の検討課題とさせていただきます。

(6) その他

○小山教育長

次にその他に入ります。

○事務局

①次回教育委員会定例会の開催について

5月25日（月）14時 教育委員会会議室

②令和2年度教育委員会職員配置状況等について

事務局座席図等

○事務局（教育総務課長）

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う教育委員会の対応については、前回の定例教育委員会において報告し、また、状況に変化があった都度お知らせしておりましたが、本日、4/17現在の状況を、確認も含めてお知らせいたします。

また、教育委員会関連の Q & A もお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

（学校教育課、生涯学習課から、それぞれ資料に基づき説明）

○小山教育長

実質、昨日までの内容を報告いたしました。質問等ございませんか。

○熊谷千寿委員

公民館の貸館について、自粛当初は、親子での使用は運動不足解消のため一部開放しているとの説明でしたが、現在は原則全て中止ということによろしいでしょうか。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

今回は、体育館等を含め、不要不急の外出を控えていただきたいとの観点から、それらも使用中止としております。

○熊谷正子委員

Q & A 資料にある、「臨時休業中の学習について」で、「新年度の教科書を配布し」とありますが、いつごろ配布されるのか教えてください。

また、どの学年が大切ということではないが、卒業学年となる学年の不安も聞こえてきます。今後の対策等に対して、今の時点で何か考え等がありますか。

○事務局（学校教育課長）

教科書の配布については、4月8・9日の2日間で実施しました。

休業への対策等については、学校が再開できる時期などにもよりますが、年間指導計画を再構築し、行事の精選や夏休み等の短縮などで授業日数の確保を検討します。

○菅野潔委員

外出を控え、親もストレス、子どもストレスで、怒りっぽくなったなどの話も聞くが、保護者からの相談状況や子ども様子など、情報があれば教えてください。

○事務局（学校教育課長）

休業に入る前に、なにか困りごとなどがあれば学校に相談いただきたいと説明しているとともに、学校側も待つだけではなく、家庭訪問等を行いながら顔も合わせ、また、学習課題などを配布し、様子を確認しているところです。

なお、長期化もしていることから、今後も留意していきます。

○小山教育長

教育委員会としても、常に学校の状況の把握に努めながら、次の対応を考えています。

把握される情報については、家庭の協力、子ども達の辛抱と、頭の下がる思いで、学校に対する苦情等もあまり入っていないようです。ただし、不安を訴えたケースなど、学校が個別の対応をし、落ち着きを取り戻しているとの情報を得ております。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

○熊谷正子委員

教員の配置について、昨年度全国的に充足していないとの報道がありましたが、今年度、本市の状況についてはどうでしょうか。

○事務局（学校教育課長）

現在、未配置はありませんが、初任者研修時の後補充の非常勤講師が1名充てられていないため、現在、県で努力いただいているところです。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

(7) 閉 会 15時30分

○小山教育長

以上をもちまして、4月の教育委員会定例会を閉会いたします。

議事録作成者 教育総務課課長補佐兼総務係長 村上 明

議事録の正当なるを認めます。

令和2年 月 日

議事録署名委員

教育委員

教育委員